
安全データシート (SDS)

1、製品及び会社情報

製品名 : ポリッシュフィン
整理番号 : HJK3034
会社名 : 株式会社本荘興産
住所 : 岡山県倉敷市児島塩生 2764
電話番号 : 086-475-0950 / F A X 番号 086-475-0952
改訂 : 2016 年 4 月 1 日
製品説明 : 自動車塗装面の研磨及び活性化 (業務用)

2、危険有害性の要約

3、

【GHS分類】

[健康に対する有害性]

急性毒性 (経口)	区分5
急性毒性 (経皮)	区分5
皮膚腐食性/刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2B
呼吸器または皮膚感作性 (皮膚)	区分2
生殖細胞変異原性	区分外
発がん性	区分外
生殖毒性	区分2
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	区分外

(注) 危険有害性の分類で、「分類対象外」及び「分類できない」は項目を省いた。

【GHSラベル要素】

[GHS絵表示]



[注意喚起語]

警告

<使用上の注意> 吸入、飲用不可

【安全対策】

全ての安全注意、説明書を読み、理解してから使用する。

製品を使用するときに飲食・喫煙をしない。

取り扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。

用途以外には使用しない。

保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する。

換気の良い場所で取扱する。

【救急処置】

目に入った場合

直ちに多量の流水で15分以上洗眼する。コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗う。なんらかの異常を感じた場合は直ちに医師の処置を受ける。

飲み込んだ場合

直ちに口の中を漱ぎ、うがいをする。直ちに医師の処置を受ける。

吸入した場合、

直ちに新鮮な空気の風通しの良い場所に移動し、鼻をかんだり、うがいをする。なんらかの異常を感じた場合は、直ちに医師の処置を受ける。

誤って顔・皮膚に付着した場合

直ちに流水で15分以上洗い流す。衣類や靴などに付いた時は、速やかに脱ぎ、皮膚を流水でよく洗い流す。なんらかの異常を感じた場合は直ちに医師の処置を受ける。

【保管】

子供の手の届かないところに施錠して保管する。

容器を密閉し直射日光を避け、涼しく換気の良いところに保管する。

【廃棄】

関連法規ならびに地方自治体の基準に従って処理する。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行なっている場合には、そこに委託して処理する。

3、組成、成分情報

- 単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名	含有率	P R T R法	労働安全衛生法	C A S No.
エチルベンゼン	0-0.5 (%)	---	通知物質No.70 表示物質	100-41-4
水素化脱硫処理した 重質ナフサ	27-30 (%)	---	通知物質No.551	64742-82-1
ノナン	1-3 (%)	---	通知物質No.432	111-84-2
プソイドクメン (1,2,4-トリメチルベンゼン)	0-1 (%)	---	通知物質No.404	95-63-6
キシレン	0-0.5 (%)	---	通知物質No.136	1330-20-7
灯油	5-10 (%)	---	通知物質No.380	8008-20-6

その他

4、応急措置

- 吸入した場合

ミストを吸い込んだ時は、直ちに新鮮な空気の風通しの良い場所に移動し、鼻をかんだり、うがいをする。なんらかの異常を感じた場合は直ちに医師の処置を受ける。

- 皮膚に付着した場合

直ちに流水で15分以上洗い流す。衣類や靴などに付いた時は、速やかに脱ぎ、皮膚を流水でよく洗い流す。なんらかの異常を感じた場合は直ちに医師の処置を受ける。

-
- 目に入った場合
直ちに多量の流水で15分以上洗眼する。コンタクトレンズは外す。なんらかの異常を感じた場合は直ちに医師の処置を受ける。
 - 飲み込んだ場合
直ちに口の中を洗浄し、コップ1～2杯の水または牛乳を飲ませて、直ちに医師の処置を受ける。但し、牛乳アレルギーの人には牛乳を与えない。

いずれの場合も、医師への受診時には製品またはSDSを持参する。

5、火災時の措置

- 消火剤
粉末消火薬剤、水溶性液体用消火薬剤、霧状水、二酸化炭素、乾燥砂
- 使ってはならない消火剤
棒状水
- 火災時の特定危害有害性
燃焼ガスには、一酸化炭素、窒素酸化物等の有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には煙の吸入を避ける。
- 特定の消火方法
火元への燃焼源を絶ち、適切な消火剤を使用して消火する。消火作業は、可能な限り風上から行なう。関係者以外は安全な場所に退避させる。周囲の設備等に散水して冷却する。消火の為の放水等により、製品もしくは化学物質が河川や下水に流出しないように適切な処置を行なう。
- 消火を行う者の保護
消火作業では、適切な保護具（手袋、マスク、メガネ等）を着用する。燃焼ガスには一酸化炭素、窒素酸化物等の有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には適切な呼吸用保護具を着用し、煙の吸入を避ける。

6、漏出時の措置

- 人体に対する注意事項
作業には必ず保護具（手袋、マスク、メガネ等）を着用する。
多量の場合は人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。
- 環境に対する注意事項
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
- 除去方法
少量の場合、吸着剤（土、砂、ウエス等）で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取る。大量の水で洗い流す。多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから、ドラム等に回収する。
- 二次災害の防止策
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに、消火剤を準備する。
床面に漏れた状態で放置すると、滑りやすくスリップ事故の原因となるため注意する。
漏出物の上をむやみに歩かない。
火花を発生しない安全な道具を使用する。

7、取扱い及び保管上の注意

-
- 技術的対策
取り扱い場所の近くに、洗眼および身体洗浄のための設備を設置する。
 - 注意事項
火気厳禁。眼および皮膚への接触を避ける。
 - 安全取り扱い注意事項
作業場の換気を十分に行なう。
保護メガネ、保護手袋等の適切な保護具を着用する。
取り扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。
 - 適切な保管条件
火気厳禁。通気の良い場所で容器を密閉して保管する。
 - 安全な包装容器材料
製品使用容器に準ずる。
-

8、暴露防止及び保護措置

- 設備対策
蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
取り扱い場所の近くに、洗眼および身体洗浄のための設備を設置する。
 - 管理濃度
未設定
 - 許容濃度
日本産業衛生学会 未設定
ACGIH 未設定
 - 保護具
呼吸器用の保護具：通常の作業の場合は特に必要なし
手の保護具：不浸透性保護手袋
眼の保護具：ゴーグル型または全面保護メガネ
皮膚及び身体の保護具：長袖作業衣
-

9、物理的及び化学的性質

- 物理的性状
形状 : 乳化性液体
臭い : 原料臭
pH : 弱アルカリ性
 - 物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲
沸点 : データなし
流動点 : データなし
引火点 : データなし
発火点 : データなし
 - 爆発特性
爆発限界 : データなし
 - 溶媒に対する溶解性
水 : 可溶
アルコール : 可溶
 - その他
-

密度（比重）	: 約 0.95
粘度	: データーなし
不揮発分	: データーなし

10、安定性及び反応性

- 安定性 : 通常の使用条件下では安定である。
 - 反応性 : 通常の使用条件下では危険な反応を生じるおそれはない。
 - 避けるべき条件 : 情報なし。
 - 避けるべき材料 : 情報なし。
 - 危険有害な分解生成物 : 情報なし。
 - その他 : 特に知見なし。
-

11、有害性情報

急性毒性（経口）	区分 5
急性毒性（経皮）	区分 5
皮膚腐食性／刺激性	区分 2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 2 B
呼吸器または皮膚感作性（皮膚）	区分 2
生殖細胞変異原性	区分外
発がん性	区分外
生殖毒性	区分 2
特定標的臓器毒性（反復暴露）	区分外

12、環境影響情報

- | | |
|---------|----------|
| 生態毒性 | : データなし。 |
| 残留性／分解性 | : データなし。 |
| 生体蓄積性 | : データなし。 |
| 生体毒性 | : データなし。 |
-

13、廃棄上の注意

関連法規ならびに地方自治体の基準に従って処理する。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。

14、輸送上の注意

- | | |
|--------|---|
| 国際規制 | : 航空輸送は ICAO/IATA および海上輸送は IMDG の規則に従う。 |
| 国連分類 | : 国連の分類基準には該当しない。 |
| 国連番号 | : 国連の分類基準には該当しない。 |
| 国内規制 | : 陸上輸送 労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。 |
| 海洋汚染物質 | : 非該当 |
| 安全対策 | : 運搬に際しては、容器に漏れのないことを確かめた上で、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にこなうこと。 |
-

15、適用法令

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 化審法 | : 指定化学物質に該当しない |
| 労働安全衛生法 | : 特化則 該当する。
有機則 第 3 種有機溶剤等 |
-

	表示物質	該当する。
	通知対象物質	該当する。
	指針・通達物質	該当しない。
化学物質管理促進法（P R T R法）		: 該当しない。
消防法		: 該当しない。
危険物船舶輸送及び貯蔵規則		: 該当しない。
水質汚濁防止法／水素イオン濃度		: 該当しない。
食品衛生法		: 該当しない。

16、その他の情報

引用文献

- 事業者向け GHS 分類ガイダンス [経済産業省]
- JIS Z 7253 : 2012/化学物質等安全データシート (SDS)
- GHS 対応 化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度 [厚生労働省・経済産業省]
- 14705 の化学商品 [化学工業日報社]
- 化学品安全管理データブック [化学工業日報社]
- 家庭用消費者製品における G H S 実施ガイダンス [日本石鹼洗剤工業会]

ここに記載された内容は、現時点で入手できる資料、情報、データなどに基づいて作成しており、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。すべての化学薬品には未知の危険・有害性があり得る為、ご使用の際には、商品表示ラベル記載内容及び、この安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取扱ってください。
